

居宅介護支援事業
重要事項説明書

ケアプランセンター トレップル加古川

1. 事業主体者の概要

法人種別・名称	医療法人社団 元葉
代表者名	理事長 鄭 裕元
本部所在地・電話	明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-1 1F 電話 078-936-4145

2. 事業所の概要

事業所名	指定居宅介護支援事業所 ケアプランセンター トレップル加古川		
事業者番号	2872204686		
所在地	加古川市神野町西条902-2		
電話番号	079-439-6979	Fax	079-439-4294
管理者	岡野 裕香		

3. 事業所の職員体制等

職種	人員
管理職	1名(兼務)
介護支援専門員	1名以上(常勤名)
事務担当職員	1名(兼務)

4. サービス提供地区

加古川市・明石市・加古郡播磨町・加古郡稲美町・高砂市 ※サービス提供区域以外の方は相談に応じます

5. 事業の目的・運営方針

<事業の目的>

在宅の要援護高齢者やその他介護にあたる家族に対し、介護に関する総合的な相談に応じるとともに、介護ニーズに対応して各種保険・福祉サービスが総合的に受けられるよう、関係行政機関、サービス実施機関との連絡調整などの便宜を図って、要援護高齢者とその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

<運営方針>

- ・介護保険法令の遵守
- ・公平中立な居宅介護支援の提供
- ・利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように居宅サービス計画の作成を行う等

6. 提供する居宅介護支援サービスの内容

①居宅サービス計画の作成

1. 利用者の居宅を訪問し、利用者や家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。
2. 自宅周辺地域における居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者や家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

3. 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービス提供するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス原案を作成します。
 4. 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス(自己負担)を区別して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。
 5. 居宅サービス計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。
- ②居宅サービス事業所棟との連絡調整・便宜の提供
1. 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
 2. 利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合には、利用者に介護保険施設の紹介その他支援を行います。
- ③サービス実施状況の把握、居宅サービス計画等の評価
1. 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、サービスの実施状況の把握に努めます。
 2. 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の変更等を行います。
- ④給付管理
- 居宅サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。
- ⑤相談・説明
- 介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。
- ⑥医療との連携・主治医への連絡
- 居宅サービス契約の作成時(または変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。
- ※病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先にお伝え下さい。
- ⑦財産管理・権利擁護等への対応
- 利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて関係機関への連絡を行います。
- ⑧居宅サービス計画の変更
- 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して合意のうえ、居宅サービスの変更を行います。
- ⑨要介護認定等にかかる申請の援助
- ・利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。
 - ・利用者の要介護認定有効期間満了の60日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。
- ⑩サービス提供記録の閲覧・交付
- ・サービス提供記録について、紙媒体もしくは電子データで5年間保管します。
 - ・利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。(但し、コピー代等の実費を請求する場合があります)
- ⑪介護支援専門員の変更
- 介護支援専門員の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡ください。
- ⑫訪問回数を目安
- 介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し状況の把握等を行います。
(概ね1か月に1回程度)

※次の要件を満たす場合は、オンライン(テレビ電話装置等)での話し合いが可能です。

- (1)オンラインモニタリングについて同意がある場合、
- (2)サービス担当者会議等において、次にあげる事項について主治医、サービス事業所、その他関係者の合意を得ていること。
 - ・利用者の状態が安定していること。
 - ・利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること。
(家族のサポートがある場合も含む)
 - ・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- (3)少なくとも2か月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

7. サービス利用料及び利用負担

- (1)居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
但し、利用者が介護保険料の滞納等により、法定代理人受領ができない場合は、一ヶ月当たりの利用料(厚生労働省の告示の額)をお支払い頂き、事務所が交付する「サービス提供証明書」を市役所の窓口に提出しますと、後日利用料が払い戻しされます。(2年以上の滞納は払い戻しされません。)
- (2)介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費(交通費)の実費を負担して頂くことがあります。
- (3)介護認定申請書の申請代行の場合は、利用者の負担はありません。
- (4)サービス提供の実績記録等のコピーをお望みの場合は、コピー料の実費を負担して頂きます。
- (5)契約書第10条第1項の解約の申し出により直ちにこの契約を解約する場合には、原則として解約料(6,800円)が必要となります。

居宅介護支援利用料

<居宅介護支援費>

居宅介護支援費Ⅰ (要介護1・2)	1086 単位	介護支援専門員1人あたりの 取り扱い件数 45件未満
居宅介護支援費Ⅰ (要介護1・2・3)	1411 単位	

<加算>

初回加算	300 単位	新規にサービス計画を作成
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	250 単位	入院した日のうちに情報提供
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	200 単位	入院した日の翌日または翌々日に 情報提供
退院・退所加算 (Ⅰ) イ	450 単位	連携1回(カンファレンス参加無)
退院・退所加算 (Ⅰ) ロ	600 単位	連携1回(カンファレンス参加有)
退院・退所加算 (Ⅱ) イ	600 単位	連携2回(カンファレンス参加無)
退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	750 単位	連携2回 (内カンファレンス1回参加有)
退院・退所加算 (Ⅲ)	900 単位	連携3回 (内カンファレンス1回参加有)
通院時情報連携加算	50 単位	診察時に同行、必要な情報交換
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	医療機関とのカンファレンス
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	在宅でお亡くなりになった場合

※加古川市は地域区分7級地に属し、1単位の単価は10.21円です。

※多職種連携における会議等では、テレビ電話等を活用します。

8. 提供に当たっての留意事項

- (1)利用者は、事業者に対し、居宅サービス計画書の策定のため、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。
- (2)利用者は、事業者に対し、居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を説明するよう求めることができます。
- (3)病院に入院する場合、退院後の在宅生活に向けて円滑な移行を支援するため、早期に病院と情報共有や連携が必要ですので、病院に対して、担当する介護支援専門員の氏名と連絡先を伝えるようお願いします。
- (4)事業者は、前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合を利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表を行います。

9. サービスの苦情相談窓口

提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合には、速やかに対応を行います。

サービス提供に関して苦情や相談がある場合には、下記までご連絡ください。

受付時間(8:30~17:30)

苦情相談担当者	岡野 裕香	079-439-6979
苦情解決責任者	岡野 裕香	

公的機関においても、次の機関において苦情申請ができます。

加古川市法人指導課	079-427-9391	平日8:30~17:15
稲美町健康福祉課介護保険係	079-492-9139	平日8:30~17:15
播磨町保健福祉部保険課	079-435-2582	平日8:30~17:15
明石市高齢者総合支援室	078-918-5166	平日9:00~18:00
高砂市介護保険課	079-442-2101	平日8:30~17:15
兵庫県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情センター)	078-332-5617	平日 8:45~17:15
加古川市消費生活センター	079-427-9179	9:00~16:00

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についてもあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で利用者のご家族の個人情報を用いませぬ。事業者

は、利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物については管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

11. サービス提供中における緊急時、事故発生時の対応

指定居宅介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変やその他必要な場合は、速やかにあらかじめいただいた連絡先、主治医や市町村に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

12. 家族への連絡

希望があった場合には、利用者に連絡するのと同様の通知を家族へも行います。

13. 損害賠償について

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第12条に基づき、金銭等により賠償をいたします。

当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

・加入保険名	専門事業者賠償責任保険
・保険の内容	居宅介護支援事業者賠償保険 居宅サービス事業者賠償責任
・賠償できる事項	対人対物賠償(業務遂行中、業務遂行後) 純粋経済損失(ケアプラン作成ミス等による経済損失)

14. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15. 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の養護・虐待の防止等のため、指針を整備し、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1)研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や技術の向上に努めます。
- (2)事業者は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行ないます。
- (3)当該事業所従業者または養護者(家族・親族・同居人・身元保証人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (4)事業者は次の通り虐待防止責任者を定め、年2回委員会を開催します。

虐待防止に関する責任者	管理者	岡野 裕香
-------------	-----	-------

16. 身体的拘束等の適正化の推進

事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行いません。

- (1)事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (2)事業者は身体拘束等の適正化を図るため、対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について事業所内に周知します。
- (3)事業者は身体拘束等の適正化のための指針を整備し、研修を定期的に実施します。

17. ハラスメント対策

- (1)事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための明確化等の措置を講じます。
- (2)利用者または養護者(家族・親族・同居人・身元保証人等)からの事業者やサービス従業者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言などの法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスの利用を一時中止及び契約を廃止する場合があります。

18. 感染症の予防及びまん延防止

事業者は、感染症の発生とまん延防止のために必要な措置を講じます。

- (1)感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について事業所内で周知徹底します。
- (2)感染症の予防及びまん延防止のための指針、マニュアルの整備をします。
- (3)感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

19. 事業継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施、及び非常時の体制でも早期の業務再開を図るための計画を策定し必要な措置を講じます。

- (1)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

20. その他留意事項

サービス提供にあたって、以下の行為は禁止させていただいております。

- ① 利用者の金銭の管理・利用者との間の金銭の貸借、その他利用者の金銭に関する取扱い
- ② 利用者との間の物品の貸借
- ③ 暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為
- ④ 宗教活動・政治活動・営利活動
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(第三者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ 従業者に対する贈り物や飲食等のもてなし
- ⑦ パワハラメント、セクシアルハラメント等の行為
- ⑧ サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等への掲載

21. 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項の説明

別紙①のとおり

22. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合は、利用者にその内容について文書を交付し口頭で説明します。

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚労省令第 38 号)」第 4 条の規定に基づき利用者に説明を行いました。

年 月 日

(事業者)

所在地 明石市大久保町ゆりのき通 1 丁目4-1 1F

名称 医療法人社団 元葉

代表者 理事長 鄭 裕元

(事業所)

所在地 加古川市神野町西条 902-2

名 称 ケアプランセンター トレップル加古川

説明者

(説明場所・時間)

私は、本書面により事業所から重要事項の説明を受けました。

(利用者)

氏 名

(上記代理人)

住 所

氏 名

(続柄)

(別紙 ①) 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項

利用者が要介護認定申請後、認定結果が出るまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅サービスについて

- ① 利用者が要介護認定までに、居宅サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結の日から7日以内に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ② 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることの内容に配慮しながら計画の作成に努めます。
- ③ 作成した居宅サービス計画については、要介護認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解除する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。

3. 要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合の利用料について

要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合には、3000円の利用料をいただきます。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- ① 要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合には、要介護認定前に提供された居宅サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- ② 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分給付限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。